

評価基準

【委員 1 人当たりの評価点】

審査項目及び評価基準	配点
1 業務に対する考え方	60点
① 業務への取組方針 ・業務内容を十分に理解し、本業務の目的に沿った取組方針が明確にされているか。 ・その取組は利用者等市民サービスの向上につながるか。	(10点)
② 法令遵守に対する考え方 ・公金收受及び個人情報の取扱いに対する管理体制や考え方は適切か。	(10点)
③ 緊急時における対応 ・地震等の自然災害、火災等の事故災害、急病人の発生時の対応の考え方は適正か。	(10点)
④ 利用者・主催者からの要望・苦情等の把握と改善方法 ・利用者、主催者からの要望や苦情等を把握するための方法、それらに対する対応と改善に向けた取組は適切か。	(10点)
⑤ 業務履行に対する自己評価と改善方法 ・業務を自己評価する手法が提案されているか。 ・評価を基に業務の改善に結び付けることが期待できるか。	(10点)
⑥ 業務をより良くするための効果的な業務提案 ・業務をより良くするための効果的な提案がなされているか。 ・その効果が見込めるか。	(10点)
2 実施体制・資質向上	60点
① 業務従事者の配置体制 ・業務従事者の配置体制が整っているか。 ・本業務を主たる業務として従事する者は、業務を実施する上で十分な人数であるか。 ・業務履行期間中において、業務従事者の安定的な確保が期待できる雇用形態であるか。 ・欠員時や繁忙時等の対応が考慮されているか。	(15点)
② 業務従事者の雇用予定人数と実務経験 ・業務従事者の雇用予定人数と実務経験は十分であるか。 ・業務を滞りなく実施するための十分な業務従事者の確保が見込めるか。	(10点)
③ 業務の引継体制 ・長時間・長期間の開館を維持する上で、毎日の業務や打合せ内容等の引継ぎが円滑に行われる仕組みを構築しているか。	(5点)
④ 業務責任者等の適性 ・業務責任者等は実務経験や資格・技術等を十分に有しているか。 ・役割に対する認識を理解しているか。	(5点)

⑤ 業務従事者の従事時間等 ・業務従事者の従事時間や休暇制度，給与等は法令を遵守し，適正であるか。 ・社会保険，雇用保険についての認識はあるか。 ・業務従事者の力量に応じた待遇向上や福利厚生等の措置は適切か。	(5点)
⑥ 業務従事者の人材育成計画や研修体制 ・業務従事者の資質及びスキル向上を図るための人材育成計画や研修体制等が整っているか。	(10点)
⑦ 業務従事者の意見反映 ・業務に対する業務従事者の意見が反映され，利用者等市民サービスの向上や業務改善につながる仕組みが考えられているか。	(10点)
3 業務実績	10点
① 業務実績 ・本業務に類する業務実績を十分に有しているか。 ※本業務に類する業務の委託契約書の写し等の関係書類を別紙で提出すること。	(10点)
4 経費見積額	50点
① 価格評価 旭川市における公契約の基本を定める条例に基づき，過度な価格競争により履行品質の低下を防ぎ，適正な価格で適正な労働条件を確保するため，旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領を参考に，評価対象となる価格の制限（以下「基準となる価格」という。）を設定する。 基準となる価格は予定額を超えない経費見積額の平均額（1円未満を切り捨てた額）を求め，その額に100分の85を乗じて得た額とする。 ただし，経費見積額の中に平均額の100分の75を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）に満たないものがある場合，その者の配点は0点とし，平均額はその者を除いて求めるものとする。 価格評価は，基準となる価格を満たした者を対象とし，次のとおりとする。 (提示された最低額/提示された額) × 配点(満点) = 評価点	(40点)
② 経費見積額の内訳 ・経費の積算項目，積算金額は適切か。 ・経費見積額に占める給与や社会保険料，福利厚生費など人件費は適切か。	(10点)
5 会館運営全般	20点
① 会館運営全般に対する認識 ・本業務の役割，他業務に対する理解，会館運営全般に対する認識はあるか。	(10点)
② 会館運営全般に対する提案 ・会館運営をより良くしていくための具体的な提案がなされているか。 ・その提案は効果が期待できるか。	(10点)
合 計	200点